

2024年8月13日

交通管理隊員のサングラス着用について

当社では、交通管理業務を適切に実施するため、交通管理隊員が直射日光や乱反射により業務に支障を及ぼさないこと、さらに早期に異常を認知するための視認性の向上を目的として、全社員を対象にサングラスの着用を認めております。

併せまして、社員の紫外線による健康被害の予防、疲労軽減による安全な作業環境の確保を図ってまいります。

使用するサングラスにつきましては、お客さまに誤解を招かないよう当社の着用基準を設け、適合したものを使用します。

今後もお客さまが安全・安心・快適に阪神高速道路をご利用いただくため、業務改善してまいります。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。